

宍粟市教育委員会告示第 11 号

宍粟市指定文化財（有形文化財）の指定について

宍粟市文化財保護条例（平成 17 年宍粟市条例第 203 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のもの  
を宍粟市指定文化財（有形文化財－歴史資料）に指定する。

記

○指定物件 1

種 類	有形文化財（美術工芸品－歴史資料）
名 称	宍粟安積家文書
員 数	58 点
所在地	宍粟市一宮町安積 486 番地
所有者	安積 盛久

○指定物件 2

種 類	有形文化財（美術工芸品－歴史資料）
名 称	田路家中世文書
員 数	8 点
所在地	宍粟市一宮町福野 272 番地 1
所有者	田路 勝

平成 30 年 7 月 12 日

宍粟市教育長 西 岡 章 寿